

衆議院 第百四十七回国会 農林水産委員会 議 録 第 八 号

平成十二年三月二十八日(火曜日)

午後零時三十分開議

出席委員

委員長 松岡 利勝君
理事 金田 英行君 理事 岸本 光造君
理事 松下 忠洋君 理事 宮本 一三君
理事 小平 忠正君 理事 鉢呂 吉雄君
理事 宮地 正介君 理事 一川 保夫君
理事 赤城 徳彦君 理事 麻生 太郎君
理事 稲葉 大和君 理事 河井 克行君
理事 木部 佳昭君 理事 木村 太郎君
理事 北村 直人君 理事 熊谷 市雄君
理事 栗原 博久君 理事 坂本 剛二君
理事 塩谷 立君 理事 園田 修光君
理事 野呂田芳成君 理事 藤本 孝雄君
理事 二田 孝治君 理事 矢上 雅義君
理事 谷津 義男君 理事 吉川 貴盛君
理事 安住 淳君 理事 石橋 大吉君
理事 大石 正光君 理事 木幡 弘道君
理事 佐藤謙一郎君 理事 漆原 良夫君
理事 若松 謙維君 理事 佐々木洋平君
理事 菅原喜重郎君 理事 中林よし子君
理事 藤田 スミ君 理事 菊地 薫君

農林水産大臣 玉沢徳一郎君
農林水産政務次官 谷津 義男君
農林水産委員会専門員 外山 文雄君

委員の異動

三月二十八日

辞任

今村 雅弘君
御法川英文君
長内 順一君

補欠選任

吉川 貴盛君
坂本 剛二君
若松 謙維君

同日

辞任

坂本 剛二君
吉川 貴盛君
若松 謙維君
御法川英文君
今村 雅弘君
長内 順一君

補欠選任

本日の会議に付した案件

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会閣法第一二三号)
(参議院送付)

○松岡委員長 これより会議を開きます。

この際、玉沢農林水産大臣より発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣 玉沢徳一郎君。

○玉沢農林水産大臣 昨日夜、北海道農政部出向中の農林水産省のキャリア職員が収賄容疑で逮捕されたことにつきまして、公務員の倫理が厳しく問われていく中で、まことに遺憾であり、残念に思っております。このことにより、国民の皆様には不信を招いたことを大変申しわけなく思っており、心からおわびを申し上げます。本件は、現在、捜査当局の手にゆだねられておりますので、その推移を見守り、捜査の結果が明らかになった段階におきまして、処分すべきは処分し、改善すべきところは改善をするなど、厳正に対処してまいりたいと考えておるところでございます。

○松岡委員長 第百四十五回国会、内閣提出、参議院送付、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案は、前国会におきまして原案のとおり可決

の上参議院に送付いたしました。参議院において継続審査に付され、今国会におきまして本案の審査が越年したことに伴い、法律番号に係る暦年について、「平成十一年」を「平成十二年」に改める必要の修正を行って本院に送付されたものであります。

したがって、本案の趣旨につきましては十分御承知のことと存じます。この際、趣旨の説明は省略したいと存じますので、そのように御了承願います。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○松岡委員長 これより質疑に入りますのであります。が、理事会協議によりこれを省略し、直ちに討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。藤田 スミ君。

○藤田 スミ委員 私は、日本共産党を代表して、農林漁業団体職員共済組合法等の一部改正案に反対の討論を行います。

まず私は、本委員会に送付された本法案に対し、野党三党がそろって要求した審議を拒み、採決を急ぐことに強く抗議をいたします。

改正案は、退職共済年金を五%引き下げ、さらに賃金スライドを凍結し、その上、六十五歳への支給開始年齢の繰り延べであります。

参議院の審議の中でも、現在三十五歳の夫婦が生計で受け取る年金額が一千百万円も減らされるという農水省の試算が明らかにされました。まさに、組合員の生涯設計を根底から揺るがすものであります。

また、職場の現状は、六十歳定年制でさえ選択

定年制の導入などで骨抜きにされ、農水省も推進する農協組織の統合、合併などが組合員の減少、臨時、パート化を一層促進させています。

これが、農林年金が厚生年金と将来的に統合して活路を見出さざるを得ないところにまで追い込んだ最大の原因であり、その背景に日本の農業を衰退させた農政の責任があることは明らかであります。

最後に、公的年金制度を守るため、早急に政府の責任で基礎年金への国庫負担率を二分の一まで引き上げることが不可欠であることを重ねて指摘し、反対討論を終わります。

○松岡委員長 これにて本案に対する討論は終了いたしました。

○松岡委員長 これより採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

(お諮りいたします)

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○松岡委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十七分散会

改める。

第四十七條第二項第一号イ中「千分の七・五」を「千分の七・二五」に改め、同号ロ中「千分の一・五」を「千分の一・四二五」に改め、同項第二号イ中「千分の七・五」を「千分の七・一二五」に改め、同号ロ中「千分の一・五」を「千分の一・四二五」に改め、同条第二項第一号中「千分の七・五」を「千分の七・一二五」に改め、同項第二号中「千分の三・三七五」を「千分の三・二〇六」に改め、同条第三項中「百三万七千円」を「百六万九千四百円」に改める。

第四十八條中「五十八万五千円」を「六十万三千二百円」に改める。

第五十二條の二中「千分の三・三七五」を「千分の三・二〇六」に改める。

第五十四條の次に次の一条を加える。

(育児休業期間中の掛金の徴収の特例)

第五十四條の二「育児休業をしている組合員を使用する農林漁業団体等が、農林水産省令の定めるところにより組合に申出をしたときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該組合員に係る掛金であつてその申出をした日の翌属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものは徴収しない。

第五十五條中「前条」を「第五十四條」に改める。

第五十五條の二を削る。

第六十一條の二第五項中「第五十四條第五項」の下に、「第五十四條の二」を加える。

附則第九條第二項第一号中「千六百二十五円」を「千六百七十六円」に改め、同項第二号中「千分の七・五」を「千分の七・一二五」に改め、同項第三号イ中「千分の一・五」を「千分の一・四二五」に改め、同号ロ中「千分の〇・七五」を「千分の〇・七二三」に改め、同条第四項中「四十五年」を「四十四年」に改める。

附則第九條の二第一項及び第三項中「四十五年」を「四十四年」に改める。

附則第十八條を次のように改める。

(平均標準給与月額額の改定)

第十八條 平均標準給与月額額の算定の基礎となる標準給与の月額については、第二十一條の規定にかかわらず、組合員期間の各月における標準給与の月額に、附則別表第四の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、次条第三項の規定を適用する場合は、この限りでない。

附則に次の一表を加える。

附則別表第四(附則第十八條関係)

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二五八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二二

平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二二
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月

昭和六十二年三月以前	一・二七〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八三
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五二
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二二
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月

昭和六十二年三月以前	一・二九八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二六六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二三四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇七四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五三

が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三三
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月

が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・三〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二七一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五九
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一六
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

五 昭和八年四月二日以後に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲

げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・三〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二七一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五九

平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一六
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九一
平成十年四月以後	〇・九八〇

第二条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十八条の三の見出し中「他の共済組合の組合員等」を「厚生年金保険の被保険者等」に改め、同条第一項中「受給権者が」の下に「厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。)」を加え、「他の共済組合の組合員等」を「被保険者等」に改める。

第四十五条の四第一項中「厚生年金保険の被保険者又は第三十八条の三第一項に規定する他の共済組合の組合員等(以下この項において「被保険者等」という。)」を「第三十八条の三第一項に規定する被保険者等」に、「同条第一項」を「同項」に改める。

附則第六条の三の次に次の一条を加える。

(退職共済年金の支給の繰上げ)

第六条の四 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、一年以上の組合員期間を有する六十歳以上の者(昭和三十六年四月二日以後に生まれた者であつて、国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。)は、六十五歳に達する前に退職共済年金の支給を組合に請求することができる。

2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項に規定する老齢基礎年金の支給繰上げの請求を行うことができる者又は同法附則第九条の二第二項に規定する老齢基礎年金の一部の支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時に同行

なければならない。

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第三十六条の規定による退職共済年金は、支給しない。

4 前項の規定による退職共済年金の額は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から政令で定める額を減じた額とする。

5 第三項の規定による退職共済年金の受給権者(六十五歳未満の者に限る。)については、第三十七条第三項の規定は、適用しない。

6 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて第一項の請求があつた日の翌日の属する月以後の組合員期間を有するものが、六十五歳に達したときは、第三十七条第三項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月前における組合員期間を退職共済年金の額の算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

7 第三項の規定による退職共済年金については、第二十三条の二第二項第一号中「第三十七条第一項第二号に掲げる額」とあるのは「第三十七条第一項第二号に掲げる額に係る附則第六条の四第四項の規定による減額後の額」と、第二十三条の三第一項中「有するもの」とあるのは「有し、かつ、六十五歳に達しているもの」と、第三十八条第一項中「その権利を取得した当時(その権利を取得した」とあるのは「六十五歳に達した当時(六十五歳に達した」と、「前条の規定にかかわらず、同条の規

二号に掲げる額に係る附則第六条の四第四項の規定による減額後の額」とする。

附則第七条中「六十五歳未満の者」の下に「昭和三十六年四月二日以後に生まれた者を除く。」を加える。

附則第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 次の表の上欄に掲げる者（附則第十二条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する前条の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に依じ、同表第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第七条の次に次の一条を加える。

第七條の二 次の表の上欄に掲げる者（附則第十二條第二項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する前條の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に應じ、同條第一号中「二十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者

昭和三十年四月一日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者

昭和三十二年四月一日から昭和三十四年四月一日までの間に生まれた者

昭和三十四年四月一日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者

六十一歲
六十二歲
六十三歲
六十四歲

附則第八條第一項を削り、同條第二項中前條を「附則第七條」に改め、同項を同條第一項

とし、同条第三項中「前条」を「附則第七條」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第九條第一項中及び附則第十二條の三第七項を、「附則第十一条の三第一項及び第五項並びに附則第十二條の三第七項」に改め、「障害状態にあるときの下に。附則第十一条の三第一項において同じ。」を加える。

附則第十一条の次に次の見出し及び二条を加える。

(昭和三十六年四月一日以前に生まれた者に
係る退職共済年金の支給の繰上げ)

第十二条の二 附則第七条の二の表の上欄に掲げる者(附則第十二条第二項の規定の適用を受ける者を除く。)であつて、附則第七条各旨のいづれにも該当するもの(国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。)は、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する前に、退職共済年

の支給を組合に請求することができる。

前項の請求は、国民年金法附則第九條の二第一項に規定する老齢基礎年金の支給繰上げの請求を行うことができる者又は同法附則第九條の二の二第一項に規定する老齢基礎年金の一部の支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時にに行ななければならぬ。

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済金を支給する。この場合

においては、第三十六条又は附則第七条の規定による退職共済金は、支給しない。

4 前項の規定による退職共済年金の額は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、同項の

規定により算定した額から政令で定める額を減じた額とする。

5 第三項の規定による退職共済年金の受給者(附則第七条の二の表の下欄に掲げる年齢に達していないものに限る。)については、第

三十七条第三項の規定は、適用しない。

第三項の規定による退職金受給資格の要件は、
 者であつて第一項の請求があつた日の翌日の
 属する月以後の組合員期間を有するものが、
 附則第七条の二の表の下欄に掲げる年齢に達
 したときは、第三十七条第二項の規定にかか
 わらず、当該年齢に達した日の翌日の属する
 月前における組合員期間を退職共済年金の額
 の算定の基礎として、当該退職共済年金の額
 を改定する。

第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて附則第七条の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月以後の組合員期間を有するものが、六十五歳に達したときは、第三十七条第二項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月前における組合員期間を退職共済年金の額の算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

8 第三項の規定による退職共済年金については、第二十三条の二第二項第一号中「第三十

七条第一項第二号に掲げる額」とあるのは、第三十七條第一項第二号に掲げる額に係る附則第十一条の二第四項の規定による減額後の「額」と、第二十三条の三第一項中「有するもの」とあるのは有し、かつ、六十五歳に達しているもの」と、第三十八條第一項中「その権利を取得した当時その権利を取得した」とある

るのは「六十五歳（その者が附則第十一条の三
第一項に規定する繰上げ調整額（以下この項

において「繰上げ調整額」という。）が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、附

則第七条の二の表の下欄に掲げる年齢（以下この項において「特例支給開始年齢」という。

とする。第三項において同じ。)に達した当時(六十五歳)その者が繰上げ調整額が加算さ

た退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢に達した」と、「前条第三項

とあるのは「前条第三項（その者が繰上げ調整

額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、附則第十一条の二第七項又は前条

第三項」と、二前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする」とあるのは、附則第十一条の第二項、第六項及び第七項並びに前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に加給年金額を加算した額とし、六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者である

ときは、特例として総開会を動議したものと見做すこととする。つきからは組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、当該退職共済年金の額を改定すると、同条第三項中「その権利を取得した」とあるのは「六十五歳に達した」と、第三十八条の二第一項第一号及び第三十八条の三第一項中「第三十七条第一項第二号に掲げる額」とあるのは「第三十七条第一項第二号に掲げる額に係る附則第三十一条の二第四項の規定による減額」の項となる。

9 前項の規定により読み替えられた第三十八

三項の規定による退職共済年金の受給権者（その者が六十五歳に達していないものに限る。）が次条第五項又は第六項の規定の適用を受ける間は、前項の規定により読み替えられた第三十八条第一項に規定する加給年金額相當する部分の支給を停止する。

第十一條の三 附則第七條の二の表の「相い

年金の受給権を取得したとき(同条第一項)請求があつた当時、組合員でなく、かつ、

害状態にあるとき又はその者の総合員期間四十四年以上であるときに限る。）は、六十二

歳に達するまでの間、当該退職共済年金の額の算定の基礎と
に、当該退職共済年金の額の算定の基礎と

る組合員期間を基礎として算定した降則算
条第二項第一号に掲げる額から政令で定め

「整額」という。)を加算する。

2 繰上げ調整額については、第三十七条第三項の規定は、適用しない。

3 繰上げ調整額(その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百四十四に満たないものに限る。次項において同じ。)が加算された退職共済年金の受給権者が附則第七条の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月において、当該月前の組合員期間の月数(当該月数が四百四十四を超えるときは、四百四十四)が当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超えるときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額(繰上げ調整額を除く。)に、当該繰上げ調整額と当該繰上げる月数の組合員期間を基礎として算定した附則第九条第二項第一号に掲げる額(第五項において「年齢到達時繰上げ調整追加額」という。)とを合算した額を加算した額とする。

4 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が附則第七条の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日の属する月の翌日以後において、第三十七条第三項の規定により退職共済年金の額を改定するときは、当該退職共済年金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該改定に係る退職共済年金の額(繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。)に、当該繰上げ調整額と当該改定に係る退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数(当該月数が四百四十四を超えるときは、四百四十四)から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第九条第二項第一号に掲げる額(次項において「退職時繰上げ調整追加額」という。)とを合算した額を加算した額とする。

5 障害状態にあることにより繰上げ調整額が加算された退職共済年金については、その受給権者が、障害状態に該当しなくなったときは、その障害状態に該当しない間、当該繰上げ調整額(第三項又は前項の規定により年齢到達時繰上げ調整追加額又は退職時繰上げ調整追加額が加算された退職共済年金にあつては、当該繰上げ調整額、年齢到達時繰上げ調整追加額及び退職時繰上げ調整追加額。次項において同じ。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、障害状態に該当しなくなった当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十四年以上である場合は、この限りでない。

6 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が組合員である間は、当該繰上げ調整額に相当する部分の支給を停止する。

附則第十三条第二項中「附則第七条」の下に「又は附則第十一条の二」を加え、同条第四項中「受給権者が」とあるのは「受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。)」と、を削り、同条第六項中「附則第八条第二項」を「附則第八条第一項」に改める。

附則第十三条の二第二項中「附則第七条」を「附則第六条の四第三項、附則第七条、附則第十一条の二第三項」に改め、「有する者」の下に「であつて六十五歳未満であるもの」を、「第三十七條第一項第二号に掲げる額」の下に「同号に掲げる額に係る附則第六条の四第四項の規定による減額後の額、同号に掲げる額に係る附則第十一条の二第四項の規定による減額後の額」を加え、同条第四項中「附則第七条」を「附則第六条の四第三項、附則第七条、附則第十一条の二第三項、附則第七條、附則第十一條の二第三項」に改め、「第三十七條第一項第二号に掲げる額」の下に「同号に掲げる額に係る附則第六条の四第四項の規定による減額後の額、同号に掲げる額に係る附則第十一条の二第四項の規定による減額後の額」を加える。

附則第十三条の二第二項中「附則第七条」を「附則第六条の四第三項、附則第七条、附則第十一条の二第三項」に改め、「有する者」の下に「であつて六十五歳未満であるもの」を、「第三十七條第一項第二号に掲げる額」の下に「同号に掲げる額に係る附則第六条の四第四項の規定による減額後の額、同号に掲げる額に係る附則第十一条の二第四項の規定による減額後の額」を加える。

第二項の規定による減額後の額」を加え、同条第六項及び第七項中「附則第七条」を「附則第六条の四第三項、附則第七條、附則第十一條の二第三項」に改める。

附則第十三条の三第一項中「附則第七条」を「附則第六条の四第三項、附則第七條、附則第十一條の二第三項」に改め、「第三十八條の二第二項ただし書」の下に「附則第六條の四第七項」を、「若しくは第四項」の下に「附則第十一條の二第八項」を加え、同条第三項及び第五項中「附則第七條」を「附則第六條の四第三項、附則第七條、附則第十一條の二第三項」に改める。

附則第十四条第一項中「当分の間」の下に「附則第六條の四第三項若しくは附則第十一條の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者又は」を、「附則第九條の二第三項」の下に「若しくは同法附則第九條の二第三項」を加える。

第三條 農林漁業団体職員共済組合法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第七号中「及び特別掛金」を削る。

第十二條の見出し中「給与」の下に「及び賞与」を加え、同条に次の一項を加える。

2 この法律において「賞与」とは、給料、俸給、賞金、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問はず、勤務の対価として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間(ことに受けるものをいう。

第二十條第三項中「毎年八月一日を「毎年七月一日に、七月一日から八月一日までを「六月一日から七月一日まで」に改め、同条第四項中「十月を「九月」に改め、同条第六項中「九月」を「八月」に改め、同条第八項中「九月」を「八月」に改め、同条第十條中「九月」を「八月」に改める。

第二十條の次に次の一條を加える。

(標準賞与額)

第二十條の二 組合は、組合員が賞与を受けた月において、その月に当該組合員が受けた賞与の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を定める。この場合において、当該標準賞与額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 前条第二項及び第九項から第十一項までの規定は、標準賞与額について準用する。

第二十一條の見出しを「平均標準給与月額」に改め、同条中「平均標準給与月額」を「平均標準給与額」に改め、「標準給与の月額」の下に「及び標準賞与額」を加える。

第二十二條第二項中「平均標準給与月額」を「平均標準給与額」に改める。

第三十七條第一項第一号中「平均標準給与月額の千分の七・二五」を「平均標準給与額の千分の五・四八」に改め、同項第二号中「平均標準給与月額の千分の一・四二五」を「平均標準給与額の千分の一・〇九六」に改め、同号ロ中「平均標準給与月額の千分の〇・七二」を「平均標準給与額と月額の千分の〇・五四八」に改める。

第三十八條の二第二項第一号中「標準給与の月額」を「組合員である日の属する月における標準給与の月額」とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額(以下「総給与月額相当額」という。)に、二十二万円を二十八万円に改め、同項第二号中「標準給与の月額」を「総給与月額相当額」に、「二十二万円を二十八万円」に、「三十七万円を四十八万円」に、「十八万五千円を二十四万円」に改める。

第三十八條の三を次のように改める。

(厚生年金保険の被保険者等である間の支給の停止)

第三十八條の三 退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号))

漁業団体等)に対して払い込まなければならぬ。

第六十一条の二を削る。

第六十三條第一項及び第六十六條第一項中「若しくは特別掛金」を削る。

第六十二条中「第二十條第二項」の下に「第二十條の二第二項において準用する場合を含む。」を加える。

む」を加える。

附則第九條第二項第二号中「平均標準給与月額額の千分の七・二五」を「平均標準給与額の千分の五・四八」に改め、同項第三号イ中「平均標準給与月額額の千分の一・四五」を「平均標準給与額の千分の一・〇九六」に改め、同号ロ中

平均標準給与月額 $\frac{70}{100} \times 73 = 51.1$ を平均標準給与額の $\frac{70}{100} \times 54.8$ に改める。

附則第十八条の見出し中「平均標準給与月額」を「平均標準給与額」に改め、同条中「平均標準」

給与月額」を「平均標準給与額」に、「標準給与の月額についてはを標準給与の月額及び標準賞与額については」に改め、「各月における標準給与の月額の下に」及び組合員が賞与を受けた月

附則第十八条の二第三項中「平均標準給与月額」を「平均標準給与額」に改め、同項の表中「〇・五」を「〇・四」に、「一・〇」を「〇・八」における標準賃与額を加える。

に、「二・五を二・三」に、「三・〇を二・六」に、「二・五を二・〇」に、「三・〇を二・四」に改める。

附則第十九条中「及び第六十一条の二第二項

を削る。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改

正する法律(昭和六十年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項中「五百四十」を「五百二十八」に、「四十五年」を「四十四年」に改める。

附則第十四条第一項中「千分の七・五」を千分の七・二五」に、「千分の一・五」を千分の

一・四二五に、千分の〇・七五を千分の〇・七二に改め、同条第二項中「千分の三・三七五を千分の三・二〇六に改め、同条第三項中「千分の七・五を千分の七・二二五に、千分の十を千分の九・五に、千分の一・五を千分の一・四二五に、千分の〇・五を千分の〇・四七五に、千分の〇・七五を千分の〇・七二に、千分の〇・二五を千分の〇・二三に改める。

附則第十五条第一項第一号及び第二項中「千六百二十五円を千六百七十六円に改め、同条第三項中「千六百二十五円を千六百七十六円に、千四百七十七円を千四百四十三円に改め、同条第四項中「千四百七十七円を千四百四十三円に改め、同条第五項中「千六百二十五円を千六百七十六円に、千四百七十七円を千四百四十三円に改める。

附則第三十条第一項第一号中「七十三万二千八百八十円を七十五万四千三百二十円に、三万六千五百六十四円を三万七千七百六十六円に改め、同条第二号中「年額に一・二二を年額に附則別表第六の上欄に掲げる受給権者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる率(以下この号において「再評価率」という。)に、定める額に一・二二を定める額に再評価率に、百分の一を百分の〇・九五に改め、同条第二項中「百分の七十を百分の六十八・〇七五に改める。

附則第三十四条第一項第一号を次のように改める。
一 七十五万四千三百二十円
附則第三十四条第一項第二号中「千分の十を

附則別表第二(附則第十四条、第十五条関係)

昭和二年四月一日以前に生まれた者

昭和二年四月一日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者

千分の九・五に改める。

附則第三十五条第一項中「百分の十」を「百分の九・五」に、「百分の三十」を「百分の二十八・五」に、「百分の二十」を「百分の十九」に改め、同項第一号中「七十三万二千八百八十円」を「七十五万四千三百二十円」に、「三万六千五百六十四円」を「三万七千七百六十六円」に改め、同項第二号中「百分の一」を「百分の〇・九五」に改め、同条第二項第一号中「七十三万二千八百八十円」を「七十五万四千三百二十円」に、「百分の二十」を「百分の十九」に改め、同項第四号中「百分の一」を「百分の〇・九五」に改め、同条第三項中「年額に相当する額を超えるときは、平均標準給与の年額を「年額の百分の九十七・二五に相当する額を超えるときは、当該百分の九十七・二五」に改める。

附則第三十八条第一号中「七十三万二千八百八十円」を「七十五万四千三百二十円」に、「百分の二十」を「百分の十九」に、「百分の一」を「百分の〇・九五」に改める。

附則第四十条中「百分の七十」を「百分の六十八・〇七五」に改める。

附則第四十一条第一項第一号中「十四万九千六百円」を「十五万四千二百円」に改め、同項第二号中「二十六万八千四百円」を「二十六万九千九百円」に改め、同項第三号中「十四万九千六百円」を「十五万四千二百円」に改める。

附則第四十五条第一項中「平成五年」を「平成十年」に改める。

附則第四十八条第一項第二号イからハまでの規定中「三十四万円」を「三十七万円」に改め、同号ニ中「三十四万円」を「三十七万円」に、「十七万円」を「十八万五千元」に改める。

附則別表第二を次のように改める。

千分の九・	千分の〇・	千分の〇・
五	四七五	二三八
千分の九・	千分の〇・	千分の〇・
三六七	五五一	二七六

昭和三年四月一日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・	千分の〇・	千分の〇・
昭和四年四月一日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二三四	六二七	三二四
昭和五年四月一日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・	千分の〇・	千分の〇・
昭和六年四月一日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一〇一	六九四	三五二
昭和七年四月一日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・	千分の〇・	千分の〇・
昭和八年四月一日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	九六八	七六	三八
昭和九年四月一日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・	千分の〇・	千分の〇・
昭和十年四月一日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	八四五	八一七	四〇九
昭和十一年四月一日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・	千分の〇・	千分の〇・
昭和十二年四月一日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	七二二	八七四	四三七
昭和十三年四月一日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・	千分の〇・	千分の〇・
昭和十四年四月一日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	五八八	九三一	四六六
昭和十五年四月一日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・	千分の〇・	千分の〇・
昭和十六年四月一日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	四六五	九七九	四九四
昭和十七年四月一日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・	千分の〇・	千分の〇・
昭和十八年四月一日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	三五二	〇三六	五二三
昭和十九年四月一日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・	千分の〇・	千分の〇・
昭和二十年四月一日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	二二七	〇七四	五四二
昭和二十一年四月一日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・	千分の〇・	千分の〇・
昭和二十二年四月一日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	一一三	一一一	五六一
昭和二十三年四月一日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・	千分の〇・	千分の〇・
昭和二十四年四月一日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	九九〇	一五九	五八〇
昭和二十五年四月一日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・	千分の〇・	千分の〇・
昭和二十六年四月一日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	八七六	二〇七	六〇八
昭和二十七年四月一日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・	千分の〇・	千分の〇・
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	七七二	二三五	六二八
昭和二十九年四月一日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・	千分の〇・	千分の〇・
昭和三十年四月一日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	六五七	二七三	六三七
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・	千分の〇・	千分の〇・
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者	五四三	三一一	六五六
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・	千分の〇・	千分の〇・
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年四月一日までの間に生まれた者	四三九	三四〇	六七五
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・	千分の〇・	千分の〇・
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年四月一日までの間に生まれた者	三三四	三六八	六八四

昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・二二〇	千分の一・三九七	千分の〇・七〇三
---------------------------------	----------	----------	----------

附則別表第四(三万三千百円を三万四千百円に、六万六千二百円を六万八千三百円に、九万九千四百円を十万二千五百円に、

「十三万二千五百円を十三万六千六百円」に、「十八万五千六百円を十七万七千七百円」に改める。
附則に次の一表を加える。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二五八
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二七〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二九八
昭和七年四月二日以後に生まれた者	一・三〇四

第五條 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十二條第一項中「附則第七條」の下に「附則第十一條の二第一項を加え、同条第二項中「第四十六條第一項第四号」の下に「附則第六條の四第一項を、附則第七條」の下に「附則第十一條の二第一項を加える。」

附則第四十九條の見出し中「他の共済組合の組合員等」を「厚生年金保険の被保険者等」に改め、同条第一項中「他の共済組合の組合員等」又は「厚生年金保険の被保険者」を「法律第三十四号附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者」を除く。を「被保険者等」に、「当該他の共済組合の組合員等又は当該厚生年金保険の被保険者」を「当該被保険者等」に改める。

第六條 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項中「新共済法附則第十八條の二第三項を農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第号)第三條の規定による改正前の新共済法附則第十八條の二第三項に改める。

附則第十四條第一項中「千分の七・二二五」を「千分の五・四八二」に、「千分の一・四二五」を「千分の一・〇九六」に、「千分の〇・七二三」を

「千分の〇・五四八」に改め、同条第二項中「千分の三・二〇六」を「千分の二・四六八」に改め、同条第三項中「千分の七・二二五」を「千分の五・四八二」に、「千分の九・五」を「千分の七・三〇八」に、「千分の一・四二五」を「千分の一・〇九六」に、「千分の〇・四七五」を「千分の〇・三六五」に、「千分の〇・七二三」を「千分の〇・五四八」に、「千分の〇・二三八」を「千分の〇・一八三」に改める。

附則第十五條の二に次の一項を加える。

2 前条第一項又は第四項の規定により算定した額が加算された退職共済年金については、新共済法第三十八條の三第一項中「加給年金額」とあるのは、「加給年金額並びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号)附則第十五條第一項又は第四項の規定により加算された額」とする。

附則第四十八條第一項第一号中「標準給与の月額」を「総給与月額相当額(新共済法第三十八條の二第一項第一号に規定する総給与月額相当額をいう。以下この項において同じ。)」に、「二十二万円」を「二十八万円」に改め、同項第二号中「標準給与の月額」を「総給与月額相当額」に、「二十二万円」を「二十八万円」に、「三十七万円」を「四十八万円」に、「十八万五千円」を「二十四万円」に改める。

万円に改める。
附則第四十九條第一項を次のように改める。
退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が新共済法第三十八條の三第一項に規定する被保険者等となった場合において、その者の同項に規定する総収入月額相当額(以下この項において「総収入月額相当額」という。)とその者に支給されるべきこれらの年金の額に百分の九十を乗じて得た額(当該退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者が六十五歳以上であるとき、又は障害年金の受給権者であるときは、更に、百分の五十を乗じて得た額とす

附則別表第二(附則第十四條、第十五條関係)

昭和二年四月一日以前に生まれた者	千分の七・三〇八	千分の〇・三六五	千分の〇・一八三
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・二〇五	千分の〇・四二四	千分の〇・二二二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・一〇三	千分の〇・四八二	千分の〇・二四二
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・〇〇一	千分の〇・五三四	千分の〇・二七一
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・八九八	千分の〇・五八五	千分の〇・二九二
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・八〇四	千分の〇・六二八	千分の〇・三一五
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・七〇二	千分の〇・六七二	千分の〇・三三六
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・六〇六	千分の〇・七二六	千分の〇・三五八
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・五一一	千分の〇・七五三	千分の〇・三八〇
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・四二四	千分の〇・七九七	千分の〇・四〇二

る。以下この項において「支給停止基本額」という。)を十二で除して得た額との合計額(以下この項において「合計所得月額」という。)が四十八万円を超えるときは、当該被保険者等である間、当該支給停止基本額のうち、合計所得月額から四十八万円を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額(以下この項において「支給停止額」という。)に相当する額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該支給停止基本額を超える場合には、その支給を停止する額は、当該支給停止基本額に相当する額を限度とする。

附則別表第二を次のように改める。

昭和十一年四月一日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・三八	千分の〇・八二六	千分の〇・四一七
昭和十二年四月一日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・二四一	千分の〇・八六二	千分の〇・四三二
昭和十三年四月一日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・一四六	千分の〇・八九二	千分の〇・四四六
昭和十四年四月一日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・〇五八	千分の〇・九二八	千分の〇・四六八
昭和十五年四月一日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・九七八	千分の〇・九五〇	千分の〇・四七五
昭和十六年四月一日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・八九〇	千分の〇・九七九	千分の〇・四九〇
昭和十七年四月一日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・八〇二	千分の〇・〇〇八	千分の〇・五〇五
昭和十八年四月一日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・七二二	千分の〇・〇三二	千分の〇・五一九
昭和十九年四月一日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・六四二	千分の〇・〇五一	千分の〇・五二六
昭和二十年四月一日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・五六二	千分の〇・〇七五	千分の〇・五四一

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中農林漁業団体職員共済組合法(以下「法」という。)第二十条第一項の改正規定及び次条の規定 平成十二年十月一日
- 二 第二条及び第五条並びに附則第六条の規定 平成十四年四月一日
- 三 第三条の規定(法第三十八條の二第二項、第三十八條の三、第四十五條の三第一項及び第四十五條の四の改正規定を除く。)並びに第六条中農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「昭和六十年改正法」とい

う。)附則第七条第一項、附則第十四条及び附則別表第二の改正規定並びに附則第七条から第十二条まで、附則第十五条及び附則第十六条の規定 平成十五年四月一日

四 第三条中法第三十八條の二第二項、第三十八條の三、第四十五條の三第一項及び第四十五條の四の改正規定並びに第六条中昭和六十年改正法附則第十五條の二に一項を加える改正規定並びに昭和六十年改正法附則第四十八條第一項及び附則第四十九條第一項の改正規定並びに附則第十三條の規定 平成十六年四月一日

(標準給与に関する経過措置)

第二条 平成十二年十月一日前に組合員の資格を

取得して、同日まで引き続き組合員の資格を有する者のうち、法第二十条第五項の規定により同年七月から九月までのいずれかの月から標準給与が定められた者又は同条第七項の規定により同年八月若しくは九月から標準給与が改定された者であつて、同月の標準給与の月額が九万二千円であるもの又は五十九万四千円であるもの(当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額が六十万五千円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第一条の規定による改正後の法第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成十二年十月から平成十三年九月までの各月の標準給与とする。

(年金である給付の額等に関する経過措置)

第三条 平成十二年三月分以前の月分の法による年金である給付の額及び昭和六十年改正法による改正前の法(以下「旧共済法」という。)による年金である給付の額については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の法第四十五條の九の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた法による障害一時金について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

(平成十四年度までの年金である給付等の額の算定に関する経過措置)

第四条 平成十二年度から平成十四年度までの各年度における法による年金である給付の額については、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないときは、第一条の規定による改正後の法第三十七條第一項、第四十二條第一項及び第二項、第四十七條第一項及び第二項並びに附則第九條第二項第二号及び第三号(第一条の規定による改正後の法附則第九條の二第一項及び第三項並びに法附則第十二條の二第二項、附則

第十二條の三第二項及び第四項並びに附則第十三條第三項並びに昭和六十年改正法附則第五十条第一項においてその例によるものとされた場合を含む。)に定める額は、これらの規定にかかわらず、第二号に掲げる額とする。

一 第一条の規定による改正後の法第三十七條第一項、第四十二條第一項及び第二項、第四十七條第一項及び第二項、附則第九條第二項第二号及び第三号並びに附則第十八條の規定並びに第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十四條及び附則別表第二の規定の例により算定される額

二 第一条の規定による改正前の法第三十七條第一項、第四十二條第一項及び第二項、第四十七條第一項及び第二項、附則第九條第二項第二号及び第三号並びに附則第十八條の規定並びに第四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十四條及び附則別表第二の規定の例により算定される額に、一・〇三二を乗じて得た額

2 前項第二号に掲げる額を算定する場合においては、第一条の規定による改正前の法附則第十八條中「次の表」とあり、及び「附則第十八條の表」とあるのは、「農林漁業団体職員共済組合法」等の一部を改正する法律(平成十一年法律第号)附則別表」とする。

3 前二項に定めるもののほか、平成十二年度から平成十四年度までの各年度における法による給付及び旧共済法による年金である給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(育児休業中の組合員の特例に関する経過措置)

第五条 施行日前に第一条の規定による改正前の法第五十五條の二の規定に基づく申出をした者であつて、平成十二年四月三十日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十八号)第二条第一号に規定する育児休業が終了したもののについては、施行日に、第一条の規定による

期間の月数で除して得た数を乗じて得た額とあるのは、「次の各号に掲げる額を合算して得た額（当該額のうち法第四十二条第二項第一号の規定を適用したとしたならば同号の規定により算定される額については、同号の規定により算定される額に三百を組合員期間の月数で除して得た数を乗じて得た額）」とする。

第十条 前二条に定めるもののほか、平成十五年度以後における法による給付及び旧共済法による年金である給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（特別掛金に関する経過措置）
第十一条 平成十五年四月前の賞与等（第三条の規定による改正前の法第五十六条第四項に規定する賞与等をいう。）に係る特別掛金については、なお従前の例による。

（脱退一時金に関する経過措置）
第十二条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する法による脱退一時金については、第三条の規定による改正後の法附則第十八条の二第三項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同日前の組合員期間の各月の標準給与の月額に一・三を乗じて得た額と同日以後の組合員期間の各月の標準給与の月額及び標準賞与額の合算額との合計額を、組合員期間の月数で除して得た額に、組合員期間に於いて同項の表に定める率を乗じて得た額とする。

（厚生年金保険の被保険者等である間における退職共済年金等の支給停止の経過措置）
第十三条 第三条の規定による改正後の法第三十八條の三及び第四十五條の四の規定並びに第六條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第四十九條の規定は、平成十六年四月以後の月分として支給される法による退職共済年金及び障害共済年金並びに旧共済法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び障害年金（これらの年金のうち厚生年金保険の被保険者又は

私学共済制度の加入者（これらの者が昭和十二年四月一日以前に生まれた者である場合に限る。）である間に支給される年金を除く。）について適用し、平成十六年四月前の月分として支給されるこれらの年金については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、年金である給付に関する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第十五条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
第七十四条第二項第十二号中（同法第六十一条の二第五項（特別掛金）において準用する同法第五十五条（掛金の負担）の規定により負担する特別掛金を含む。）を削る。
（所得税法の一部改正に伴う経過措置）
第十八条 第三条の規定による改正前の法第六十一条の二第五項において準用する法第五十五条の規定により組合員として負担した特別掛金は、前条の規定による改正後の所得税法第七十四条第二項第十二号の社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。

附則別表（附則第四条、第九条関係）

昭和六十二年三月以前	一・二二
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・一九
昭和六十二年四月から平成元年十一月まで	一・一六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一
平成五年四月から平成十二年三月まで	〇・九九
平成十二年四月以後	〇・九一七

第一類第八号

農林水産委員会議録第八号

平成十二年三月二十八日

平成十二年四月四日印刷

平成十二年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E